

令和2年第12回羽咋市農業委員会会議録

1 日 時 委員会 令和2年12月25日(金)
開 会 午後1時25分 閉 会 午後1時48分

2 場 所 羽咋市役所401会議室

3 出席委員(12人)

①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ④徳和 己嗣
⑤松生 朋広 ⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子
⑨山上 克秀 ⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司

4 欠席委員(0人)

5 農地利用最適化推進委員の出席委員(5人)

⑬榎谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑮森田 三男 ⑯芝田 俊幸
⑰瀬戸 明

6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(7人)

⑱村田 清二 ⑲岡田 耕一 ⑳悦永 秀雄 ㉑南 邦夫
㉒三宅 一徳 ㉓稲農 幹夫 ㉔長濱 義雄

7 事務局員 清水事務局長、出口次長、潟辺主事、山出会計年度任用職員

8 付議案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 非農地証明について
- (4) 農用地利用集積計画について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議事録署名委員 7番 山本委員 9番 山上委員

10 会議の結果

議案4件及び報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。

11 会議の概要

事務局長 ご案内の時間より少し早いんですが、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。

農業委員さん全員おそろいでございますので、本日の委員会は成立していることをご報告いたします。

それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。

議 長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- ・議案第3号 非農地証明について
- ・議案第4号 農用地利用集積計画について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、あとの進行を会長、よろしく願いいたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、7番 山本委員、9番 山上委員を指名します。よろしく願いします。

では、議案審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

まず、整理番号1番から3番につきましては、申請地は全て〇〇町の田となっております。位置図は4ページに記載されていますのでご確認ください。

まず、整理番号1番、〇〇町の田3筆で面積は3,883㎡です。

次に、整理番号2番は、田2筆で面積3,778㎡。

次に、整理番号3番、田2筆で面積3,863㎡となっております。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりでして、同一の法人が譲受人となっております。

譲受人の申請事由は、経営規模の拡大で、売買による所有権移転です。

譲受人の経営面積は6,133 a であり、当該地区の下限面積要件30アールを満たしています。

次に、整理番号4番、申請地は〇〇町の田2筆で、面積1,881㎡です。

位置図は5ページに記載されています。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりで、申請事由は経営規模の拡大で、売買による所有権移転です。

申請地はこれまで譲受人が利用権設定をし、耕作されてきました。

譲受人の経営面積は1,328アールであり、当該地区の下限面積の要件30アールを満たしています。

次に、3ページをお開きください。

整理番号5番から7番の申請地は全て〇〇町の田です。位置図は6ページの赤く塗り潰した部分で示されていますのでご確認ください。

整理番号5番は、〇〇町田1筆で、面積810㎡。

整理番号6番は、田2筆で、面積1,059㎡。

整理番号7番は、田2筆で、面積99㎡となっております。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりですが、同一の個人農業経営者が譲受人となっております。

申請事由は、経営規模の拡大で売買による所有権移転です。

譲受人の経営面積は200アールであり、当該地区の下限面積要件10アール

議長 ありがとうございます。
整理番号9番、岡田耕一委員さんですが。

事務局 岡田委員から、この件につきましては、先ほど事務局のほうからご説明
させていただきました。空き家とセットで農地を売買するというので、
特に問題ないという回答をいただいております。

議長 ありがとうございます。
それぞれ担当委員さんにご異議なしということですが、ほかにご意見ご
ざいませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり許可することに決
定いたします。
次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見
決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定に
ついて」ご説明いたします。
8ページをお開きください。
今回、申請地は、〇〇〇町の田1筆で、面積は796㎡です。譲渡人及び
譲受人は議案書に記載のとおりです。
位置図は、9ページをご確認ください。
今回、転用目的は、共同住宅建設用地とするための申請となっております。
申請地は、農業振興地域、農用地区域外で都市計画区域内にありまして、
第2種住居地域ということでもあり、第3種農地というふうに判断いたし
ました。
土地改良区及び生産組合の同意を得ております。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
担当委員さんの榊谷委員さん、お願いします。

担当委員 この田んぼは、去年までは耕作されていたんですけど、されていた方が
田んぼをやめるということで、次の予定もなく、今年度は保全管理となっ
ておりました。
〇〇さんなどに聞き取りしたところ、特に問題ございません。

議長 ありがとうございます。
担当委員さんにご異議なしということですが、ほかにご意見ございませ
んか。

全委員 なし。

議長 よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、原案どおり上申することに決定いたします。
次に、「議案第3号 非農地証明について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の10ページのほうをお開きください。
申請地につきましては、〇〇〇〇町の田1筆でございます。面積は514
㎡です。
位置図は11ページをご確認ください。
この件につきましては、事務局のほうで現地確認をさせていただきました。
現地確認の写真につきましては、次の12ページのほうにつけてござい
ます。
この申請地につきましては、位置図にあるとおり、住宅の横に隣接して
おります。
現地の状況でございますが、登記は田となっておりますが、宅地と同じレ
ベルまで盛土されておまして、田んぼのあぜ等についてはもうないよう
な状態となっております。
申請地の周囲は山林化しており、防風林としてかなり前に植樹されたの
かなと思われませんが、高さが約15m、幹の径が大体30cm程度、結構大きな
松の木が並んでいるような状況です。
また、内部のほうにつきましても、20cm以上の広葉樹が何本も生えてい
るというような状況となっております。
さらに宅地の北側に隣接する土地につきましては、この地図で言うと申
請地の上側ですね、このあたりは昭和53年頃に資材置場に転用されてお
りまして、申請地の周辺には農地は全くありません。
申請地は田んぼであります。用水路や、そういった灌漑施設はもう埋
まっているのか、現地では見当たらない状況となっております。土地改良
の区域外ということも、土地改良区に確認済みでございます。
そういった周辺の状況も含めまして、現地が森林の様相を呈しており、
農地に復元するためには条件整備がかなり困難ではないかということで、
農地に該当しないというふうな判断をしております。
説明のほうは以上です。

議長 ただいま「議案第3号」の非農地証明について事務局より説明がござい
ました。何かご質疑ございませんか。

委員 この非農地証明を求める何か理由というのはあったんですか。

事務局長 こちらのほう、実はどうなるか分からないんですが、宅地を含めて売買。
事務局 そうです。横のお隣の住宅に住んでいた方が亡くなられたというこ
とで、今空き家になっているというようなお話があって、その土地を相続し
た方が家とその横の土地をまとめて売買したいというようなご意向があ
ったということで、今、実際、現地……。

委員 これ、〇番の方の所有地。

事務局 ああ、そうですね。〇番の方の所有地です。

委員 それを処分したいと。

事務局 そうですね。
委員 処分するための非農地。
事務局 処分するためと言いますか、今後売買するにあたり登記地目を現況に合わせたいというご意向がありまして。非農地判断されたあと、売買ということも考えておいでるといようなことは聞いております。

議長 ほかにご意見ございませんか。
全委員 なし。
議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
全委員 異議なし。
議長 では、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。次に、「議案第4号 農用地利用集積計画について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書のほうは13ページからになります。
まず、利用権設定の概要を説明させていただきますが、その前に、議案書の訂正をお願いいたします。
15ページの表の合計欄、一番下のほうですね。合計欄の関係農家数という欄があるかと思えます。こちらの貸し手農家の合計欄が「28件」となっておりますが「29件」。借り手農家の合計数「8件」となっておりますのが、「9件」ということで訂正をお願いいたします。
それでは、利用権の設定の概要についてでございますが、今回の利用形態は田んぼが56筆、合計面積が125,355㎡、畑が2筆で合計面積が199㎡となっております。
権利設定の期間別に見ますと、3年の田んぼが28筆で50,359㎡、5年の田が8筆で22,332㎡、10年以上の田が20筆で52,664㎡、同じく10年以上の畑が2筆で199㎡となっております。
申請件数は貸し手農家が29件、借り手農家が9件となっております。
なお、各筆の一覧につきましては、次の16ページから19ページに記載させていただいております。
この中で、新規設定は11件、No.29は中間管理機構への設定となっております。
全て農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局より説明がございました。この案件について、何かご質疑ございませんか。

全委員 なし。
議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
全委員 異議なし。
議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の20ページをお開きください。

解約する農地につきましては14筆。対象地、貸付人、借受人及び解約の概要については議案書に記載のとおりでございます。

No.1から3番、それから5番につきましては借受人変更による解約、No.4番とNo.5番につきましては、先ほどの3条に出てまいりました所有権移転に関する関係での解約の内容となっております。

以上です。

議長

ただいま事務局の説明が終わりました。

「報告第1号」について、何かご意見、ご質問ございませんか。

全委員

なし。

議長

なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。以上で本日の全議案審議が終了しました。

ここで、一旦、委員会を閉会し、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会長

署名人

署名人